

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書に基づき、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、頭書の看護臨地実習用バス（以下「バス」という。）を賃貸借期間中、契約書の定めにより運行し、賃借人に使用させるとともに、賃借人は、その対価である賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第3条 賃借人は、賃貸人の契約業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、賃貸人に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第4条 賃貸人は、契約業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、賃借人に通知するものとする。

2 賃貸人は、運行のため配置する運転手を定め、遅滞なく、その氏名を賃借人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、業務処理責任者又は運転手を変更した場合に準用する。

4 賃貸人は、生徒の安全を確保するため、車輛の整備・点検や運転手の体調管理の徹底、運転前のアルコール検査を確実に実施するものとする。

5 賃貸人は、最初の運行日前に、使用するバスに係る車検証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書等の写し、運転手の運転免許証の写しを賃借人に提出すること。また、車検証及び運転免許証等の有効期限が契約期間中に終了するものについては、別途更新した関係書類を提出すること。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第5条 賃借人は、業務処理責任者等が、契約業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、賃貸人に対し、その変更を請求することができる。

2 賃貸人は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を賃借人に通知しなければならない。

(賃貸借料)

第6条 賃貸人は、前月の初日から末日までを1月として、毎月10日までに、賃貸借料単価に前月分のバス運行日数を乗じて算出した金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その金額を切り捨てた金額。以下「賃貸借料」という。）を賃借人に請求するものとし、請求時には、別紙運行報告書を添付するものとする。賃借人は、賃貸人から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に北海道空知総合振興局出納員の勤務の場所において支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により支払期限までに賃貸借料を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第8条 貸貸人は、この契約により知り得た借借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(賃貸借料単価等の変更)

第9条 借借人又は貸貸人は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、賃貸借料単価が不相当となったと認めるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

(運行日等の変更)

第10条 借借人は、運行予定が変更となる場合は、変更となる月の前月20日(4月については4月3日)までに次月の運行日及び運行台数を貸貸人に通知するものとする。ただし、天災や感染症等及び補充実習で通知した運行日が変更、中止又は追加となる場合は、借借人は、貸貸人に対し前日までに通知するものとする。また、運行台数が変更となった場合についても同様とする。なお、これらの変更が突発的事由により生じた場合は、当日午前7時までに貸貸人に通知するものとする。

2 貸貸人は天災その他不可抗力の事由により、バスを運休又は運行遅延させたときは、すみやかに学校に通知するものとする。

(違約金)

第11条 貸貸人は、バスの運休又は運行遅延が天災その他不可抗力の事由による場合を除き、その事由が貸貸人の責めに帰するものと認められ、かつ、看護臨地実習の実施に影響を及ぼした場合は、賃貸借料単価に運休又は運行遅延のあった運行日数を乗じて得た額に相当する額を違約金として借借人の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の違約金の債務は、借借人に支払金の債務がある場合には、これと相殺するものとする。

(借借人の任意解除権)

第12条 借借人は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、借借人は、この契約を解除しようとする日の1月前までに、貸貸人に通知しなければならない。

2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、借借人は、当該月における賃貸借料を貸貸人に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、貸貸人に損害を与えたときは、借借人は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、借借人が賠償すべき損害額は、借借人と貸貸人とが協議して定めるものとする。

(借借人の催告による解除権)

第13条 借借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 契約業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに借借人との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(借借人の催告によらない解除権)

第14条 借借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 貸貸人がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 貸貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は貸貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、貸貸人が履行をしないのでその時期を経過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、貸貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に貸貸借料債権を譲渡したとき。
- (7) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（貸貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、貸貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時バス貸貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 貸貸人がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

第15条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、貸貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 貸貸人が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第21条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 貸貸人が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取消されたときを含む。）。
- (3) 貸貸人が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 貸貸人以外のもの又は貸貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において貸貸人に独占禁止法に違反する行為の実行として事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が貸貸人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが

提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起された場合であって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における賃貸人に対する命令とし、これらの命令が賃貸人以外のもの又は賃貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、賃貸人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為がこの契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（賃借人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、賃借人は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃貸人の任意解除権）

第17条 賃貸人は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、賃貸人は、この契約を解除しようとする日の1月前までに、賃借人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、賃借人に損害を与えたときは、賃貸人は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賃貸人が賠償すべき損害額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

（賃貸人の催告による解除権）

第18条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（賃貸人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条 前条に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、賃貸人は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃借人の損害賠償請求権等）

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人は賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条または第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき理由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして貸貸人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第14条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、実際に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超えるときは、賃借人は、貸貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

（不正行為に伴う賠償金）

第21条 貸貸人は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の貸貸借料の合計額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない貸貸借料に係る賠償金については、当該貸貸借料が確定した都度、前項の規定中「毎月の貸貸借料の合計額」とあるのは、「毎月の貸貸借料」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 賃借人は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、貸貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（契約業務の処理に関する損害賠償）

第22条 貸貸人は、その責めに帰すべき理由により契約業務の処理に関し賃借人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、賃借人と貸貸人とが協議して定めるものとする。

3 貸貸人は、契約業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、貸貸人の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が賃借人の責めに帰すべき理由による場合は、賃借人の負担とする。

（貸貸人の損害賠償請求等）

第23条 貸貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第24条 賃借人は、貸貸人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、貸貸人が賃借人に対して有する貸貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

（費用の負担）

第25条 バスの運行に要する費用は、貸貸人の負担とする。

（契約に定めのない事項）

第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、賃借人と貸貸人とが協議してこれを定めるものとする。

令和8年度看護臨地実習用バス貸借単価契約運行図及び運行予定表

【専2中型バス（砂川市立病院）】

対象生徒：専攻科看護科2学年

往路		運行時間	運行距離 (km)
聖華高校前	7:50		
↓		0:05	
美唄駅	8:00		19.6
↓		0:30	
砂川市立病院前	8:30		
合計		0:35	19.6

復路	
砂川市立病院前	16:05
↓	
美唄駅	16:35
↓	
聖華高校前	16:40

月	曜日	月	火	水	木	金	計
4月	日 付	13	14	15	16		11回
		20	21	22	23		
		27	28		30		
5月	日 付	11	12	13	14		12回
		18	19	20	21		
		25	26	27	28		
6月	日 付	1	2	3	4		8回
		8	9	10	11		
10月	日 付			14	15	16	11回
		19	20	21	22		
		26	27	28	29		
11月	日 付			4	5	6	15回
		9	10	11	12		
		16	17	18	19		
			24	25	26		
		30					
12月	日 付		1	2	3		3回
運行予定回数（往復）							60回

別紙

運行報告書

令和 年 月 日

北海道教育庁空知教育局長 様

印

次のとおり _____ 月分の運行を実施したことを報告します。

日	1	2	3	4	5	6	7	8
実施印								
日	9	10	11	12	13	14	15	16
実施印								
日	17	18	19	20	21	22	23	24
実施印								
日	25	26	27	28	29	30	31	
実施印								

契約名： 専2中型バス（砂川市立病院）

運行回数 _____ 回